

「第 109 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 6 年 2 月 15 日（木曜日）に、「第 109 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 B ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は熊谷日登美委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、今後の活動として令和 6 年 2 月に開催される第 28 回油脂部会（CCFO）及び令和 6 年 3 月に開催される第 54 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題の説明を行い、令和 5 年 11 月から 12 月にかけて開催された第 46 回総会（CAC）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 28 回油脂部会（CCFO）

・仮議題 3「第 90 回及び 91 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）報告書の提言の検討」について、山口隆司委員から、前荷としての特定の物質に関する JECFA の評価結果では、毒性学データや不純物に関するデータの不足により結論が見送られていることについて、JECFA に評価を要請した国は責任をもってデータを提出しないのか、質問がありました。これについて、各国において提出できるデータがないのか、具体的にどのようなデータを提出しているのかは承知していないが、JECFA はデータが不足しているとして結論を出せないとしている旨、回答しました。

・仮議題 4.2「名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：ツバキ種子油の追加」について、山口隆司委員から、日本のツバキ種子油と当該規格原案に定義されるカメラ種子油には脂肪酸組成の違いがあるが、今後、日本のツバキ種子油を当該規格の定義に含めるように進めていくのか、質問がありました。また、会議資料（CX/FO 24/28/5 Add.1）では、カナダやタイからは当該規格の定義に記載するツバキの種類に関してコメントが提出されている旨の言及がありました。これについて、我が国のツバキ種子油はほとんどが化粧品用であること、食用油として麺に使われている例があると承知しているがその量は限られ輸出量もごくわずかであること等から、我が国のツバキ種子油（japonica 種）の追加を求めない方向で検討している旨、回答しました。

・同じく仮議題 4.2 について、森田満樹委員から、日本のツバキ種子油は和食に使用されている例もあり、カメラ種子油とは異なるものとして販売されていると承知し

ているが、当該規格で日本のツバキ種子油がカバーされず国際的に認められなくなるのは残念なので、日本のツバキ種子油も当該規格でカバーされるよう働きかけてほしいとのご意見をいただきました。これについて、生産地の意見も聞き、他の植物油と混ぜて揚げ油として使用する事例があることは承知しているが、現時点で生産地から当該規格にカバーしてほしいとの強い要望はなく、今後生産量の推移もみて適切に対応したいと考えている旨、回答しました。

森田満樹委員から、日本では特色のある油がいろいろ生産されており、CCFOでの日本のプレゼンスをあげてほしいとのご意見をいただきました。

・同じく仮議題 4.2 について、辻山弥生委員より、当該規格にカバーされない場合、ツバキ種子油と名乗ることができなくなるのか質問がありました。これについて、コーデックス規格に合致するツバキ種子油と名乗ることはできなくなる旨、回答しました。

さらに辻山弥生委員から、輸出の可能性のあるものはコーデックス規格でカバーされるよう努力すべきであり、CCFOにおいて日本のツバキ種子油もカバーされるよう主張すべきとのご意見をいただきました。これについて、日本のツバキ種子油もカバーされるよう主張するためにはデータが必要であるが、現時点ではデータがない旨、説明しました。

・仮議題 4.4「名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：高オレイン酸大豆油の追加」について、森田満樹委員から、この作業が始まった背景について、また、日本では遺伝子組換え技術を用いていない高オレイン酸大豆の栽培と製品化が行われており、これらが当該規格原案の定義に含まれるものなのかについて、質問がありました。これについて、生産と取引の増加傾向にあることにより米国から新規作業提案され、始まった作業と理解している旨、また、日本国内での高オレイン酸大豆は搾油されておらず、すべて食用であることから、当該規格の範囲外であり影響はないと考えている旨、回答しました。

さらに、森田満樹委員から、遺伝子組換え技術やゲノム編集技術等の新技術により作り出される油脂が今後増えていくことが予想されるが、これらの油脂についても今後規格が策定されるのか、質問がありました。これについて、今後そのような作業提案がなされるのかは現段階ではわかりかねるが、今後提案された際には、これまでと同様、関係部局や関係機関と連携しつつ対応を検討したい旨、回答しました。

・仮議題 5「オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂原案：3章、8章及び付属書の改訂」について、森田満樹委員から、これまで不正の検出や清廉性の観点において議論が進められてきたが、現在もこうした観点での議論が続いているのか、今後の脂肪酸の数値に関する議論が進むことで、多様な地域、品種でつくられるオリーブ油に貿易上の障壁を引き起こす可能性はあるのか、また、気候変動が品質に及ぼす影響について今後議論になるのか、質問がありました。これについて、当該規格の改訂作業は3章「必須構成成分及び品質要件」と8章「分析・サンプリング法条項の見直し」が対象で、3章の見直しはオリーブ油の偽装防止への効果的な対応手段を備えることが目的の一つであり、現在もオリーブ油の信憑性を確認する指標であるオレイン酸、リノレン酸の数値の見直しが合意に至っておらず議論が続いている旨、当該規格の改訂は世界のオリーブ油生産国の多くが加盟する国際オリーブ協会（IOC）基準と差が出ない内容となると推察され、我が国に流通しているオリーブ油はIOC基準準拠に取り組んでいると業界から聞いていることから、我が国のオリーブ油の流通に影響が生じる可能性は低いと考えている旨回答しました。また、気候変動が品質に及

ぼす影響について、今後の論点になる可能性は否定できないが、現段階ではわかりかねる旨、回答しました。

・仮議題 6. 「魚油規格(CXS 329-2017)の改訂原案：カラヌス油の追加」について、熊谷日登美委員から、非常に脂溶性の高い脂肪酸とアルコールで構成されていると思うが、脂肪酸の種類は多いのか、どのような用途で使われるのか、質問がありました。これについて、関係団体に聞いたところ、カラヌス油の原料である動物性プランクトン（カラヌス）には、EPA、DHA が魚油より多く含まれているが、一方でその分魚油に比べ脂肪酸の種類は少ないのではないかと考えられる旨、また、国内での生産はなく、サプリメントとして輸入されている旨、回答しました。（※注 本質問については、連絡協議会当日ではなく後日メールにて回答。）

・仮議題 8.1 「トランス脂肪酸の削減や部分水素添加油脂の制限に関する討議文書」について、森田満樹委員から、部分水素添加油脂が使用禁止となった場合、日本や CCFO においてその影響等が話し合われる状況になるのか、質問がありました。これについて、日本への影響に関して、コーデックス規格は任意規格であるため、従来と同様に輸出先国の規制に応じた対応を行っていくこととなり、大きな影響にはならないと考えているが、当該議論の内容は規制担当省庁に適切に共有し、必要に応じて連携して対応したい旨、回答しました。また、CCFO は油脂の個別食品規格を議論する場であり、個別の国の規制への影響の有無等について公式に議論される場となることは想定されない旨、回答しました。

・同じく仮議題 8.1 について、山口隆司委員から、WHO のサイトに掲載されている工業的に生産されたトランス脂肪酸に関する各国の法的な規制の導入実績マップ（TFA Country Score Card）では、日本が数値目標を達成済みであるもののデータなしとなっているので、日本は達成済みである旨説明が必要ではないかのご意見をいただきました。これについて、今次会合に WHO の担当者が出席すると聞いていることから、担当者にデータ提供等について相談するとともに、会議後に関係省庁とも協議の上、対応したい旨、説明しました。

・同じく仮議題 8.1 について、森田満樹委員から、トランス脂肪酸に関しては消費者向け勉強会で取り上げられることもあり消費者の関心も高く、「部分水素添加油脂の使用禁止」となれば日本にも大きな影響はあると考えられるので、我が国のトランス脂肪酸に関する取組をアピールしてほしいとのご意見をいただきました。これについて、CCFO において、日本人のトランス脂肪酸摂取量は WHO の目標を達成済みであること、その後も食品中のトランス脂肪酸濃度が低減していること、それを農林水産省がサーベイランスで科学的に確認していることを説明したい旨、説明しました。

・同じく仮議題 8.1 について、辻山弥生委員から、日本は部分水素添加油脂の使用を禁止する必要はなく、CCFO の議論を見守っていくという考えかとの質問がありました。これについて、CCFO を踏まえての対応は関係省庁と協議の上、検討したい旨、回答しました。

さらに辻山弥生委員から、CCFO における規格策定の際には柔軟に対応できるような注釈をつける等検討すべきではないかのご意見をいただきました。これについて、そのように考えており、規制を設けずとも低減できている国もあることから、規格には柔軟性を持たせるよう提案したい旨、説明しました。

(2) 第 54 回食品衛生部会 (CCFH)

・仮議題 5. 「牛肉、葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌(Shiga toxin-producing *Escherichia coli*: STEC)の管理のためのガイドラインの付属文書 II 及び IV (ステップ 4) 」の付属文書IVスプラウト類について、辻山弥生委員から、資料 (16 ページ) 4 ポツ目が、今次会合の作業文書の 6.1 Testing of seed lots before entering production のパラグラフ 66、67 のことを意味しているのであれば、検査が推奨されているような記述となっているので少し補足した方が良い旨、ご意見をいただきました。

・仮議題 8 「伝統的な食品市場における食品衛生管理措置ガイドライン原案」について、高橋裕子委員から、「伝統的な食品市場」の定義がわかりにくいとのご意見をいただきました。これについて、一般の消費者を対象とした屋内外の市場が対象となっている一方で、スーパーマーケットや生きた動物を扱う市場は対象外となっている旨、説明しました。

・同じく仮議題 8 について、山口隆司委員から、今回の部会がナイロビ (ケニア) で開催されることと、ケニアが議長を務めている本作業との関連性について質問がありました。これについて、米国が主催している本部会は、以前から米国と途上国で概ね交互に開催されており、それにはキャパシティ・ビルディングの意味合いもあると考えられる旨、回答しました。

・仮議題 12. 「調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG61-2007) 改訂に関する討議文書」について、辻山弥生委員から、チーズの基準にも議論が及ぶのか、質問がありました。これについて、討議文書では高齢者や妊婦等、より配慮が必要な人への対策などが論点になっている一方で、微生物の基準についても言及されており、もし基準値の改訂等について議論が及ぶような場合は、各国の意見も聞きつつ検討していきたい旨、回答しました。

(3) 第 46 回総会 (CAC)

・議題 4.15 「ジルパテロール塩酸塩 (牛の肝臓、腎臓及び筋肉) の MRL 案」について、細野秀和委員から、投票の結果に国名が記録されなかった理由について、また、第 22 回総会 (1997 年) におけるナチュラルミネラルウォーター規格の採択に関する投票方法 (はじめに投票方式に関する投票が実施され、国名を明らかにした投票が行われた) との考え方の違いについて、質問がありました。これについて、電子投票システムでも国名の記録は技術的に可能だが、投票を実施する前に FAO の選挙担当者より、show of hand (挙手投票) 方式がデフォルトであり、電子投票システムにより投票を行い、国名は記録しない旨説明がありました。これに対して国名を明らかにする投票を提案した国がなかったため、国名が記録されなかった旨回答しました。また、第 22 回総会での投票に関し、当時のレポートに手続きルールの参照箇所に関する記録はないものの、投票に関する手続きルールの内容は当時とほぼ同様であり、考え方自体に特に違いはないと考える旨回答しました。また、細野秀和委員から、長年結論に至れなかった当該議題について、決着をつけた議長及び日本政府を含む各加盟国・地域、コーデックス事務局に敬意を表す旨、ご意見をいただきました。

・議題 8 「科学の役割に関する原則文の適用」について、辻山弥生委員から、作成されたガイダンス案はコーデックスウェブサイトに掲載されるのか、また、ウェブサイ

トに掲載されない場合には、このガイダンス案を参照した発言が難しい旨、質問及びご意見をいただきました。これについて、第 83 回執行委員会の報告書 Appendix II に掲載されているガイダンス案が現時点での最終版であり、ガイダンスとして単独でウェブサイト公表される予定はない旨、ガイダンス案を直接参照した発言は難しいものの、当該作業を通して「科学の役割に関する原則文」に対する総会・部会議長と加盟国の理解が深まったため、コーデックスにおける今後の議論にも役立つと考えられる旨、回答しました。

・議題 9「新たな食料源と生産システム」について、高橋裕子委員から、コーデックスにおいて議論になる際には、日本がイニシアチブをとることを期待する旨、ご意見をいただきました。

・議題 11「FAO 及び WHO から提起された事項」について、細野秀和委員及び松村雅彦委員から、国際がん研究機関（IARC）と FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価作業の不必要な重複を避けるための WHO の取組とはどのようなものか、また、松村雅彦委員から、今後重複した評価をなくすためにどのような方策がとられる予定なのか、質問がありました。これについて、第 85 回執行委員会の報告書に記載されているように、WHO はアスパルテームの評価結果を公表後、IARC との会議を行い、科学的活動及び情報交換が適切に調整されるべきと決定しており、未然に不必要な重複を防ぎ、今後より調整を行う努力が進行中であると報告したことを引用して発言した旨、回答しました。

・同じく議題 11 について、細野秀和委員から、評価作業の不必要な重複を避けるための取組内容や進捗状況を外部から監視することは可能か、質問がありました。さらに、本件が第 84 回及び第 85 回執行委員会だけでなく、総会においても議論されたことは有意義であったこと、日本から WHO の取組に感謝を伝えたことに加え、WHO の取組に対し、IARC において評価する物質を決定する組織・機能を WHO 内に設け、その決定プロセスを公開するなどの具体的な提案してはどうかということについて、ご意見をいただきました。これについて、総会では決議を行ったわけではないため、加盟国から提案をする段階にないこと、また提案の具体例に関し、IARC モノグラフの優先順位（2020 年～2024 年）に対する IARC 諮問委員会が 2019 年に開催されており、その報告書は公開されている旨、説明しました。

(以上)